

議案第85号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例案

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 〔(1) 略〕 (2) 水道局の職員 <u>1,400人</u> 〔(3)～(7) 略〕 (8) 消防職員 <u>3,810人</u> 〔2・3 略〕	(職員の定数) 第2条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) 水道局の職員 <u>1,450人</u> 〔(3)～(7) 同左〕 (8) 消防職員 <u>3,650人</u> 〔2・3 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月22日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する次第である。